

鎌倉市行政センター広告掲出事業仕様書

■目的

本市の保有する資産の有効活用の一つとして、鎌倉市行政センター（腰越・深沢・大船・玉縄）内に広告を掲出し、同広告を受注者が運用する事業を実施するために、本仕様を定める。

■対象施設

名称	所在地
鎌倉市腰越行政センター	神奈川県鎌倉市腰越 8 6 4 番地
鎌倉市深沢行政センター	神奈川県鎌倉市常盤 1 1 1 番地 3
鎌倉市大船行政センター	神奈川県鎌倉市大船二丁目 1 番 2 6 号
鎌倉市玉縄行政センター	神奈川県鎌倉市岡本二丁目 1 6 番 3 号

■各行政センターの開庁・開館日及び時間

(1) 支所

毎年：1月4日から12月28日まで（暦により変更あり）

毎週：月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日は閉庁日）

時間：午前8時30分から午後5時まで

(2) 学習センター

毎年：1月4日から12月27日まで

毎月：最終月曜日（12月は28日）を除く毎日

時間：午前9時から午後9時まで

(3) 図書館

毎年：1月4日から12月28日まで（暦により変更あり）

毎週：月曜日を除く毎日（祝日の月曜日は開館し、翌平日は休館）

時間：午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、平日の木曜日・金曜日は午後7時まで）、特別整理期間による休館（年20日以内）あり（不定期）

※その他施設の管理運営上、臨時的に全館休館とする場合があります。

■利用者数（令和5年度）

名称	利用者数（人／月）（推定）
鎌倉市腰越行政センター	13,000
鎌倉市深沢行政センター	16,000
鎌倉市大船行政センター	19,000
鎌倉市玉縄行政センター	12,000

■利用者数（令和 5 年度）（詳細）

名称	支所 事務取扱件数	図書館 来館者数	学習センター 利用者数
鎌倉市腰越行政センター	約 21,300 件／年	103,985 人／年	29,496 人／年
鎌倉市深沢行政センター	約 20,300 件／年	125,497 人／年	56,420 人／年
鎌倉市大船行政センター	約 38,900 件／年	154,123 人／年	35,975 人／年
鎌倉市玉縄行政センター	約 19,800 件／年	99,970 人／年	31,576 人／年

■広告掲載場所等

名称	掲載場所	規格等
鎌倉市腰越行政センター	別添のとおり	4 枠
鎌倉市深沢行政センター	別添のとおり	3 枠
鎌倉市大船行政センター (※ 1)	別添のとおり	4 枠
鎌倉市玉縄行政センター (※ 1)	別添のとおり	3 枠

(※ 1)大船行政センターの 4 枠のうち、①と④の 2 か所及び玉縄行政センターの 3 枠のうち、①の 1 か所については、ロビーのシャッターが下りている時間帯（※ 2）は、市民等の利用者が立ち入ることができない場所となります。

但し、シャッターが別添の写真の形状のため、市民等の利用者が目にすることは可能です。詳細は現場をご確認下さい。

(※ 2) 平日・・・朝は 8 時 30 分まで。夕方は 17 時以降。

土日祝日・・・終日。

■広告掲出期間（4 行政センター共通）

令和 8 年（2026 年）2 月 1 日～令和 11 年（2029 年）1 月 31 日

■広告掲出にあたっての留意点

- (1) 広告の掲出及び撤去作業は、広告掲出事業者にて行うこと。なお、広告は容易に棄損等しないようラミネート加工等を行った上で、壁面に貼り付けること。
- (2) 広告内に「広告」である旨を明記すること。
- (3) 広告の掲載にあたり、次の文章を表示すること。
『広告収入は、当行政センターの管理運営費の一部に充てられます。』
- (4) 鎌倉市広告掲載要綱及び鎌倉市広告掲載基準を遵守すること。また、広告の製作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護

される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を受注者が負うものとする。

■ 広告等にかかる費用等

- (1) 広告主の募集、広告の製作、広告の設置、維持管理・保守、撤去及び原状回復に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、広告の設置について、鎌倉市公有財産規則の規定に基づき、本契約金額とは別に本市が定める貸付料を納付しなければならない。

■ その他

- (1) 受注者は、広告の掲出前に必要な資料を提出し、発注者の審査を受け、その承認を受けること。
- (2) 受注者は、広告の設置に際し、場所及び構造について施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。